

(平成26年4月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1186

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で健康保険被保険者証を交付されており、給与から社会保険料の控除もされていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C健康保険組合の加入記録、B社から提出された給料受渡受領印簿及び同社の回答から判断すると、平成元年10月7日から2年9月30日までの期間、申立人はA社に勤務していたと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち平成2年5月1日にC健康保険組合の組合員資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失しているところ、B社は、「厚生年金保険とC健康保険組合には一体的に加入させていたはずである。」と供述しており、昭和63年1月から平成3年12月までの期間にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した全員が、当該資格取得日と同日にC健康保険組合の組合員資格を取得していることが確認できる上、B社から提出された申立人に係る平成2年分の賃金台帳において、同年5月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間のうち平成2年5月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたものと認められる。

また、A社は基金加入事業所であり、同社から提出された申立人に係る平成2年分賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額には、基金掛金が含まれていることが推認できることから、平成2年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、同賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付したと回答しており、納付の事実を確認できる資料として平成元年9月分から2年10月分までの期間の納入告知書・領収証書を提出しているが、同証書において確認できる厚生年金保険料は、オンライン記録において確認できるA社の被保険者に係る保険料の合計額と一致しており、当該被保険者の中に申立人の名前は確認できないことから、事業主から社会保険事務所(当時)へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る2年5月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年10月から2年5月1日までの期間については、B社は、元年分の賃金台帳を保管しておらず、同社から提出された2年分の賃金台帳において、同年4月以前の支給額及び保険料控除額の記載は確認できない上、その他の関係資料は保存期間経過で保存していないため、申立人に係る保険料控除については不明である旨回答している。

また、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している多数の者が、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者となっていない。」と供述している。

さらに、前述のとおり、申立期間当時、A社は、厚生年金保険とC健康保険組合は一体的に加入させていた状況が認められるところ、当該期間に係る同健康保険組合の記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち平成元年10月1日から2年6月25日までの期間は夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案1187

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②について、支給日を平成16年7月31日及び17年7月30日、標準賞与額を18万円に、申立期間③について、支給日を18年12月25日、標準賞与額を23万円に、申立期間④について、支給日を20年7月31日、標準賞与額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成17年7月
③ 平成18年12月
④ 平成20年7月

平成16年7月、17年7月、18年12月及び20年7月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関係書類は保管していないため、賞与額及び当該賞与から控除した厚生年金保険料額は不明であるが、毎年7月と12月に賞与を支給している。」旨回答している。

また、複数の同僚が所持する申立期間①、②、③及び④に係る賞与明細書によると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「賞与額は、前後の年と同じであったと思う。」と供述しており、申立人と勤務内容や勤務形態の同質性が高い複数の同僚も「賞与額は、前後の年と変わらないと思う。」と供述しているところ、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる同僚

等15人のうち、申立人と同質性が高い同僚について、前後の年の標準賞与額は、ほぼ同額となっていることが確認できる。

加えて、申立人の平成20年分給与支払報告書に記載された社会保険料控除額を、当該年のオンライン記録に基づく年間の社会保険料額に前年と同額の標準賞与額に基づく社会保険料額を加算した額と比較したところ、申立期間④については、当該支払報告書の社会保険料控除額を下回る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間①、②、③及び④に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払日については、申立人の主張及びオンライン記録における申立事業所に係る賞与支払記録から、それぞれ平成16年7月31日、17年7月30日、18年12月25日及び20年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の標準賞与額の記録から、申立期間①及び②は18万円、申立期間③は23万円、申立期間④は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したかどうかについて不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案1189

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②について、支給日を平成16年7月31日及び17年7月30日、標準賞与額を18万円に、申立期間③について、支給日を18年12月25日、標準賞与額を23万円に、申立期間④について、支給日を20年7月31日、標準賞与額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成17年7月
③ 平成18年12月
④ 平成20年7月

平成16年7月、17年7月、18年12月及び20年7月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関係書類は保管していないため、賞与額及び当該賞与から控除した厚生年金保険料額は不明であるが、毎年7月と12月に賞与を支給している。」旨回答している。

また、複数の同僚が所持する申立期間①、②、③及び④に係る賞与明細書によると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「賞与額は、前後の年とさほど差はない。」と供述しており、申立人と勤務内容や勤務形態の同質性が高い複数の同僚も「賞与額は、前後の年と変わらないと思う。」と供述しているところ、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる同僚等15

人のうち、申立人と同質性が高い同僚について、前後の年の標準賞与額は、ほぼ同額となっていることが確認できる。

加えて、申立人の平成20年分給与支払報告書に記載された社会保険料控除額を、当該年のオンライン記録に基づく年間の社会保険料額に前年と同額の標準賞与額に基づく社会保険料額を加算した額と比較したところ、申立期間④については、当該支払報告書の社会保険料控除額を下回る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間①、②、③及び④に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払日については、申立人の主張及びオンライン記録における申立事業所に係る賞与支払記録から、それぞれ平成16年7月31日、17年7月30日、18年12月25日及び20年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の標準賞与額の記録から、申立期間①及び②は18万円、申立期間③は23万円、申立期間④は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したかどうかについて不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案1190

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、支給日を平成16年7月31日、標準賞与額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月

平成16年7月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関係書類は保管していないため、賞与額及び当該賞与から控除した厚生年金保険料額は不明であるが、毎年7月と12月に賞与を支給している。」旨回答している。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書によると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「賞与額は、前後の年と変わりはないと思う。」と供述しており、申立人と勤務内容や勤務形態の同質性が高い複数の同僚も「賞与額は、前後の年と変わりないと思う。」と供述しているところ、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる同僚等15人のうち、申立人と同質性が高い同僚について、前後の年の標準賞与額は、ほぼ同額となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支払日については、申立人の主張及びオンライ

ン記録における申立事業所に係る賞与支払記録から、平成16年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の標準賞与額の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したかどうかについて不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国(徳島)厚生年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A事業所を退職し、B事務所に再就職したのではなく、事業主都合により所属が変わっただけで雇用形態や業務内容及び勤務場所は変わらず、当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A事業所からB事務所に転籍し、申立期間に同事務所において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が転籍となったB事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年 5 月 1 日であることが確認できるところ、申立人と同様、A事業所から同事務所に転籍となった同僚が所持する同年 4 月分の給与明細書によると、給与は同事務所から支給されているが、厚生年金保険料の控除額は記載されておらず、同月分保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人と同様に転籍となった同僚全員が、転籍前事業所において同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同事務所において同年 5 月 1 日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。